

議案第40号

東京都板橋区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都板橋区旅館業法施行条例（平成24年板橋区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号エ中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「汚れ等の」を削り、「行う」を「行い、汚れ等を除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第7条第4号ウに次のように加える。

- (キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。

付 則

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第4条第7号エ及びオ(エ)ただし書の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により、経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第7条第4号ウ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業施設の浴室を増設し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

旅館業における衛生等管理要領の改正に伴い、レジオネラ症対策に係る衛生措置及び構造設備の基準を改める必要がある。